

滋賀県へき地医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は令和3年3月2日付け厚生労働省医政局長等通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（以下「施行通知」という。）第1-5-(二)に規定する事前研修（以下「事前研修」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）へき地医療機関

事前研修の対象者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第2条第2項で定めるへき地に所在する医療機関

（2）看護師等

看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師および診療放射線技師

（対象者）

第3条 事前研修の対象者は、へき地医療機関に派遣されるまたは派遣を予定している看護師等とする。

（実施主体）

第4条 事前研修は、滋賀県へき地医療支援機構（以下「支援機構」という。）が中心となって行うものとする。

（研修内容）

第5条 事前研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係機関との連携体制のあり方について
- （2）へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等について
- （3）派遣元の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等）について
- （4）前各号に掲げるもののほか、派遣先病院等が必要とする事項について

（実施方法）

第6条 事前研修の実施については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 派遣元事業主と派遣先医療機関等と調整の上、支援機構に対して、実施計画書(様式1)を提出する。
- (2) 支援機構は、前項の実施計画書を受理し、記載内容に不備がないか確認を行い、事前研修承認を申請者あて通知する。
- (3) 派遣元事業主および派遣先医療機関等は、派遣される看護師等に事前研修を実施する。
- (4) 事前研修実施後、派遣元事業主は派遣先医療機関等との調整の上、支援機構に対して、実施報告書(様式2)を提出する。
- (5) 支援機構は、前項の修了報告書を受理し、記載内容に不備がないか確認を行い、不備がないと認められる場合は、派遣元事業主に対して、修了確認書(様式3)および修了証明書(様式4)を交付する。

附則 この要領は、令和8年7月21日から施行する。